

第5章 地域情報化関連施策の動向

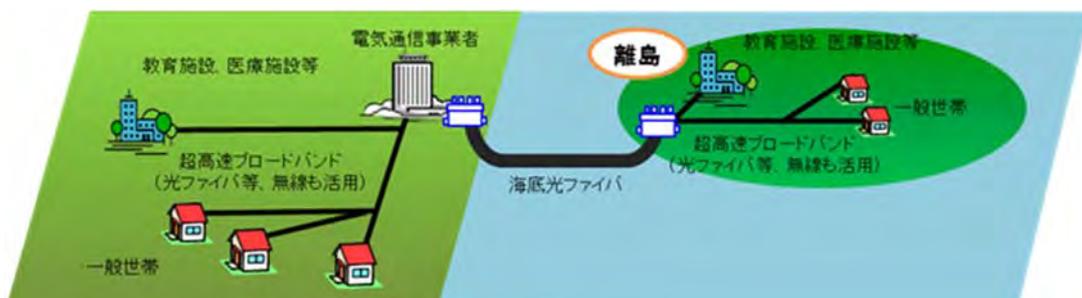
1 地域情報通信基盤の整備促進

(1) 情報通信基盤整備推進事業(平成28年度からの新規事業)

地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

平成28年度は5件(青森県1件、岩手県2件、秋田県1件、福島県1件)の補助金交付を決定した。

- ① 対象地域:超高速ブロードバンド未整備地域であって、過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地方公共団体
- ② 対象設備:光ファイバケーブル(海底光ファイバ等の中継回線を含む)、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置(FWA)等(これらに附帯する施設を含む。)
- ③ 補助率:1/3(財政力指数が0.3未満の市町村:1/2、離島市町村:2/3)

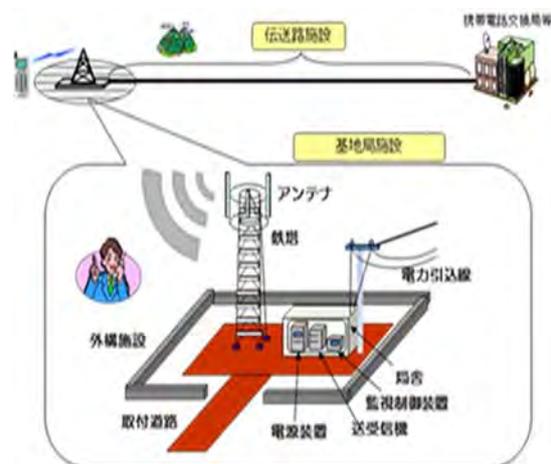


※過疎地域・離島等の「条件不利地域」を含む地域を対象とする。

(2) 無線システム普及支援事業

ア 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助する。



- ① 事業主体: 携帯電話等エリア整備
基地局施設⇒地方自治体(市町村)、伝送施設⇒無線通信事業者
公衆無線LAN環境整備
地方自治体、第3セクター
- ② 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ③ 補助対象: 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)
伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- ④ 補助率: 携帯電話等エリア整備 2/3(世帯数が100以上の場合1/2)
公衆無線LAN環境整備 1/2

イ 電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようにする事業であり、施設の整備を行う一般社団法人等に対して設置費用の一部を補助する。



- ① 事業主体: 一般社団法人等
- ② 対象地域: 高速道路トンネル等
- ③ 整備施設: 電波中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- ④ 補助率: 1/2(対象地域が鉄道トンネルの場合1/3)

ウ 公衆無線LAN環境整備事業

緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手することを可能とするため、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境の整備を行うとともに、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)における Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

- ① 事業主体: 財政力指数 0.8 以下若しくは条件不利地域の都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター
- ② 補助率: 1/2
財政力指数 0.4 以下若しくは条件不利地域の都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体 2/3



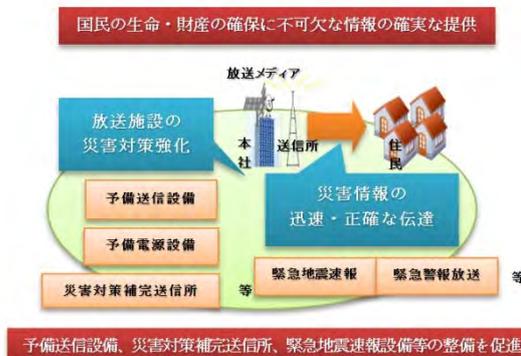
2 放送ネットワークの強化

(1) 放送ネットワーク整備支援事業

ア 地上基幹放送ネットワーク整備事業

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、①放送局の予備送信設備、②災害対策補完送信所、③緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助する。

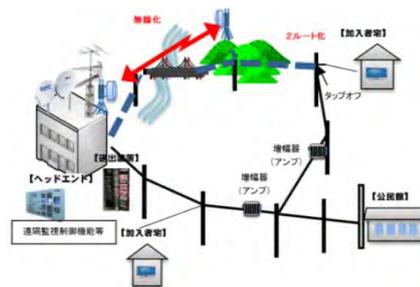
- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター、地上基幹放送事業者等
- ② 補助率
地方公共団体 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 1/3



イ 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用の一部を補助する。

- ① 事業主体
地方公共団体、第3セクター
- ② 補助率
地方公共団体 1/2、第3セクター 1/3



(2) 民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

このため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。



都市型難聴:電子機器の普及や建物の高層化・堅牢化が原因の都市部における難聴
 地理的・地形的難聴:山間部、離島等、地形的・地理的要因から電波が届きにくい地域における難聴
 外国波混信:外国のAMラジオ波の長距離伝搬による混信

- ① 事業主体:民間ラジオ放送事業者、自治体等
- ② 補助対象:難聴対策としての中継局整備
- ③ 補助率:地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
都市型難聴 1/2

(3) 放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置が適用される。

- ① 対象者：民間ラジオ放送事業者
- ② 対象設備：災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）
※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。
- ③ 特例措置：地方税（固定資産税）：課税標準3/4（取得後3年間）
- ④ 適用期間2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）

3 ICTを活用した地域活性化

ふるさとテレワークの推進

地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、都市部から地方への人や仕事の流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進することにより、地方創生に資するとともに、働き方改革を実現する。

「ふるさとテレワーク」の全国への拡大・定着を図るため、これまでの実証の成果も踏まえて、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費を支援する。

平成28年度の「ふるさとテレワーク推進事業」では、全国で23件が採択され、東北管内では1件（岩手県遠野市）が採択された。

ふるさとテレワーク推進事業のイメージ



4 Lアラートの普及促進

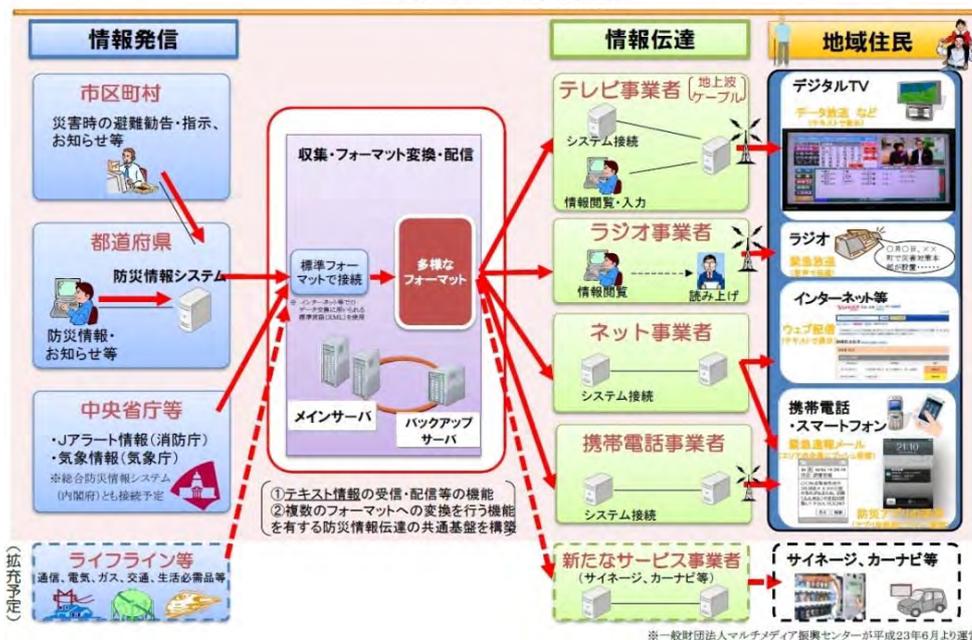
安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)は、地方自治体、ライフラ

イン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この基盤を共通に利用することにより効率的な情報伝達の実現を図るものである。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート」の全国普及や訓練等を通じた運用向上に向けて取り組んでいる。

なお、東北管内では、平成28年4月から、全県で運用が開始されている。

Lアラートの概要



5 地域情報化コーディネーター

地域情報化アドバイザー派遣制度

地方公共団体等の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT 利活用に関する助言、提言、情報提供等を行う制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地方公共団体等では、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築な



ど、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。平成28年度に東北管内で活用した自治体等は10団体。

6 人材の育成

地域情報化人材育成セミナー

地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から自治体職員を対象として「地域情報化人材育成セミナー」を管内各県及び東北情報通信懇談会(会長:東北六県商工会議所連合会会長)と共に開催している。平成28年度は、岩手県盛岡市、福島県福島市で実施。

7 各種会議等の開催

(1) 地域情報化推進会議

平成13年度から自治体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題解決のための意見交換等を行っている。

(2) 地域情報化所管省庁合同説明会

自治体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年宮城県仙台市において開催している。平成28年度で20回目の開催となった。

(3) 地域ICT利活用普及促進セミナー

ICTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる自治体の事例を紹介し、他の地域でのICT利活用の普及、促進を図る目的で平成23年度から実施している。平成28年度は仙台市で実施。

(4) 東北地域づくり連絡会議

東北管内の国の出先機関(東北総合通信局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局及び東北運輸局)が連携し、地域づくりのための取り組みの検討を行っている。本連絡会は平成9年3月に設置され、毎年各機関が幹事局となり様々な取組みを展開している。

第6章 東北地域における産学連携・支援

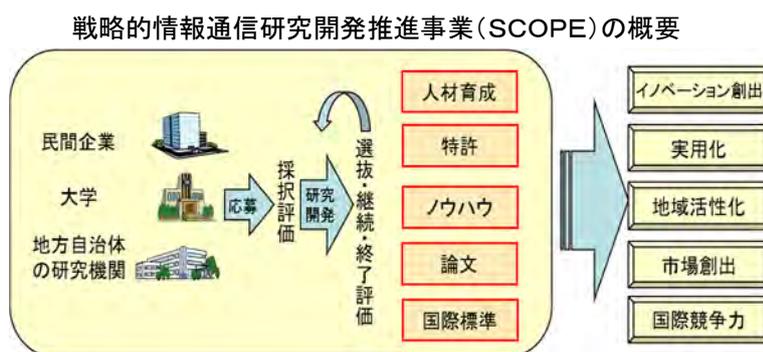
1 研究開発

(1) 総務省の研究開発支援

ア 「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金※として平成14年度からスタートしたもので、ICT分野において新規性に富む研究開発課題を大学、独立行政法人、企業、地方自治体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金である。これにより、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化、先進的な通信アプリケーションの開発等を推進している。

※競争的資金： 研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。



平成29年度は、以下のプログラムにおいて研究開発を実施する。

① 重点領域型研究開発

未来社会における新たな価値創造を図るため、ICT分野で国として取り組むべき基礎的・基盤的な研究開発分野から重点領域を設定し、実証実験と一体的に取り組む研究開発を推進。 ※平成28年度は、平成27年度からの継続案件のみ取り組む。

② 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。 ※若手研究者枠及び中小企業枠が設けられている。

③ 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、①電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(先進的電波有効利用型)や、②若手ICT研究者等育成型研究開発に定める若手研究者又は中小企業の要件に該当する研究者が提案する電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(若手ワイヤレス研究者等育成型)を推進。

④ 地域ICT振興型研究開発

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るため、地域に密着した大学や地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発を推進。

⑤ 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国政府との連携による研究開発を戦略的に推進。

なお、平成26年度から、SCOPE特別枠として、ICT分野において「破壊的イノベーション」の種になるような技術課題に挑戦する人を支援するため、『独創的な人向け特別枠「異能vation」(いのうべーしょん)プログラム』が設けられている(平成28年度提案数:全国1,218名、本採択数:全国10名(東北管内1名))。

東北管内における最近の提案及び採択状況は下表のとおりであり、平成28年度には4件の研究開発課題が採択されている(特別枠分は含まず)。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提案数	東北	14	30	30	21	19
	全国	214	365	303	264	203
採択数	東北	3	12	8	5	4
	全国	68	115	82	68	70

[参考:東北のプログラム別採択状況]

研究開発プログラム名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ICTイノベーション創出型	1	4	0	0	0
ICTイノベーション促進型	—	—	—	—	—
先進的通信アプリケーション開発型	—	—	—	0	0
若手ICT研究者等育成型	0	1	2	0	0
地域ICT振興型	2	2	3	2	2
国際競争力強化型	—	—	—	—	—
国際標準獲得型	—	—	—	1	—
先進的電波有効利用型	—	5	1	3	1
若手ワイヤレス研究者等育成型	—	0	1	0	1

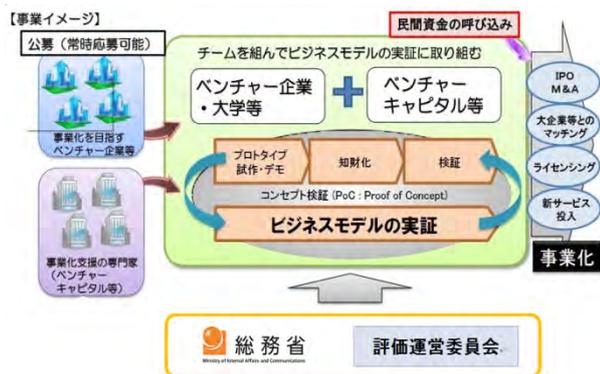
※当該年度にプログラムが設けられていなかった場合は、欄内に「—」を記載。

イ ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの推進

情報通信審議会「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」最終答申(平成26年6月)を踏まえ、平成26年度から、多くのベンチャー企業等が直面している、いわゆる「死の谷」の克服に向けた支援制度である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」(以下、「本事業」)を開始している。

本事業は、ICT分野におけるイノベーション創出に向け、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的としている。

平成28年度提案数139件、本採択数:全国5件(東北管内はなし)。



(2) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が行う研究開発等

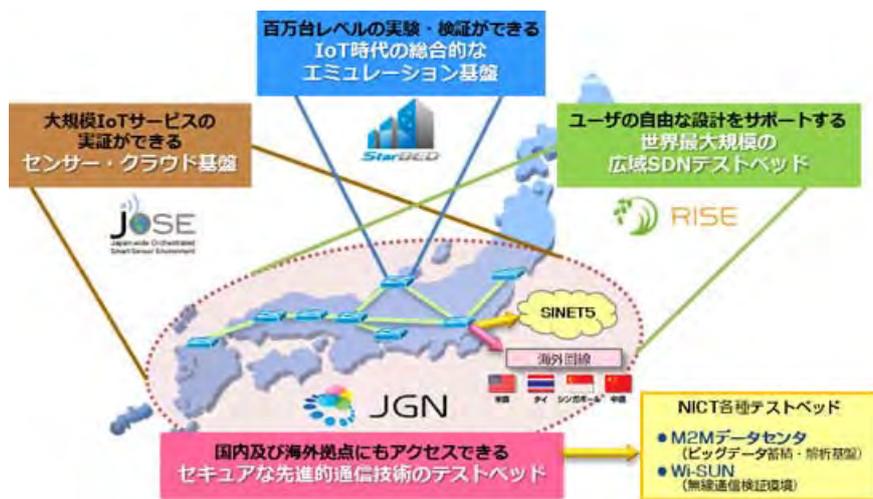
総務省の所管法人である国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、第4期中長期目標期間(平成28年4月～平成33年3月)において、社会実装を目指した成果創出と展開の勢いを加速するために、研究開発成果の技術検証及び社会実証の基盤としてのテストベッドを強化して産学官連携や地域連携などで活用していくなど、オープンイノベーションによる全体的成果の拡大と深化を目指した運営を行うことで、ICTの活用による価値創造に寄与していくこととしている。

ア 耐災害ICT研究センター

耐災害ICT研究における研究拠点機能を強化するため、耐災害ICT研究センター(宮城県仙台市)内で耐災害ICTに係る基盤研究、応用研究及び社会実装に向けた活動を連携して取り組む体制を構築し、大学・研究機関等との共同研究等を通じて外部研究機関との連携の強化を図りながら、研究開発成果の社会実装に向けて、地方公共団体を含めた産学官の幅広いネットワーク形成、耐災害ICTに係る知見・事例の収集・蓄積・交換、研究成果・技術移転等の蓄積及び地方公共団体等の利用者ニーズの把握のための耐災害ICTに係る協議会等の産学官連携活動を積極的に行うこととしている。

イ 総合テストベッドの構築

NICTが有するテストベッドを統合し、IoTの実証テストベッドとしての利用を含め、技術検証と社会実証の一体的推進が可能な総合テストベッドとして運用が開始されている。



ウ NICTが行う研究支援

通信・放送分野の新規事業創出を図るため、独創的・先進的な技術開発を行う企業等に対し、研究開発資金の一部を助成している。平成28年度、東北地域における採択案件は無かった。

2 東北地域におけるコンテンツ流通の促進

(1) セミナー等の開催

東北地域で取り組まれている「仙台クリエイティブ・クラスター・コンソーシアム」などの活動を通じ、東北地域におけるコンテンツ流通産業の促進策のノウハウを蓄積し、セミナー等の開催によりコンテンツ流通産業の振興及び人材育成を支援している。

平成28年度は、福島県郡山市において「デジタルコンテンツセミナー2017in福島」を開催した。



「デジタルコンテンツセミナー」の様相(郡山市)

(2) 放送コンテンツ制作取引の適正化

総務省では、平成21年2月、放送コンテンツ制作における制作社の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの制作の取引の適正化の要請が高まっていることを踏まえ、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定・公表(平成26年3月に第3版へ改訂)した。平成23年度以降、ガイドライン策定後の番組制作環境の実態を把握するため、放送事業者及び番組制作会社に対してヒアリング調査を実施している。

東北総合通信局では、関係者へのガイドラインの周知徹底を図ることで、放送コンテンツ制作に関するインセンティブ向上を図っている。

(3) 国際共同制作による放送コンテンツの海外展開

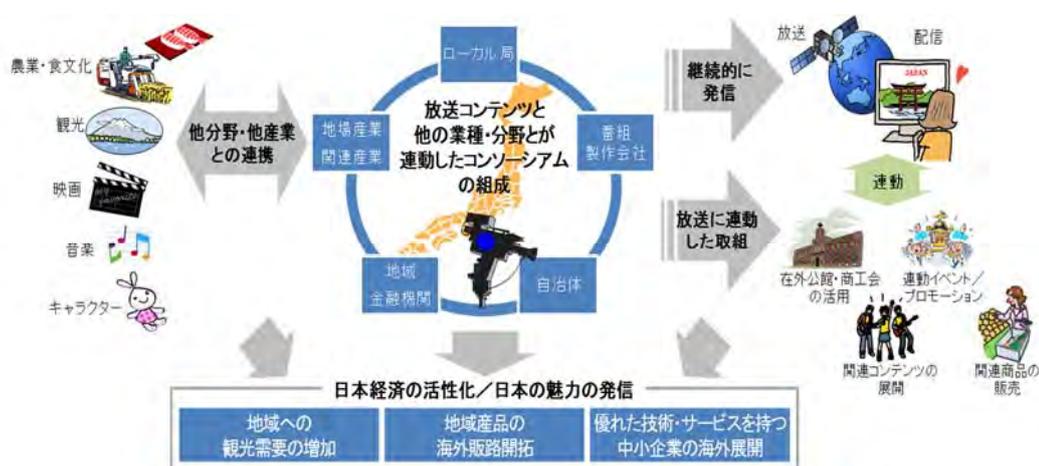
総務省では、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BE AJ)の協力の下、「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」により、地域の放送局や番組制作会社等が、海外の放送局と映像コンテンツを共同制作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して



継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進している。

(4) 放送コンテンツ海外展開助成事業

総務省では、平成28年度から、「放送コンテンツ海外展開助成事業」として、放送事業者と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」「ビジットジャパン戦略」「地方の創生」等に資する放送コンテンツを製作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組を支援する観点から、その費用の一部(1/2)を補助している。



平成29年度は、全国61の応募から22件が採択され、東北管内からは以下の3件が採択されている。

事業者名	事業の名称
株式会社アイビーシー岩手放送	タイのレギュラー旅行番組において、タイ人の目線で岩手の魅力を紹介する番組を共同制作。
株式会社秋田ケーブルテレビ	タイの国際的トップアスリートが秋田を訪れ、地元の人々とスポーツ交流を行う姿を通して、秋田の魅力を紹介。
株式会社福島中央テレビ	探偵もののドラマを通して、日本各地の観光スポット及び特産品の魅力を紹介。

第7章 行政サービスの向上

1 行政相談、電気通信サービスに関する消費者支援の充実

(1) 総合通信相談所

情報通信全般に関する要望、意見、問い合わせの窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、当該要望等に関する情報を関係各部各課に流通させることにより、所掌事務の改善を図りながら行政サービスの向上を図っている。

平成28年度における要望・相談等の件数は1,150件(前年度比19件増)であり、分野区分では、電気通信サービス関係が214件、放送受信障害・地上デジタル放送関係が465件、混信申告が175件、電磁環境関係が61件、一般行政関係が235件となっている。

情報通信サービスや関連市場が多様化・複雑化する中で、消費者が情報通信サービスを安全・安心に利用できる環境を確保するためにも、行政相談、消費者対応の充実を図っていくことが重要であり、消費者トラブルの未然防止対策として、ホームページでの周知や関係者に対してのメールでの情報提供等の充実を図っている。

(2) 電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、光回線やプロバイダの乗り換え等、電気通信サービスに関する様々な相談や、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求などのトラブルも発生していることから、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「東北電気通信消費者支援連絡会」(座長:渡辺達徳 東北大学大学院法学研究科教授)を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。 ※平成28年度は、7月及び3月に仙台市において開催

また、仙台弁護士会・宮城県司法書士会と宮城県内の消費生活センター・行政機関とで開催する「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」に参加し、宮城県内における電気通信サービスに関する消費者トラブルの現状等について情報交換・意見交換を実施している。 ※平成28年度は、8月及び2月に仙台市において開催

ア 電気通信サービス苦情・相談電話の設置

平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話(022-221-0632)を設置し、消費者が固定電話、携帯電話、PHSの電話会社及びインターネット接続プロバイダが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者としての苦情対応について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成27年度の305件と比較して、平成28年度は214件と減少しており、平

成28年5月21日に施行された改正電気通信事業法による消費者保護ルール導入の効果が認められるものの、光回線やプロバイダの乗り換えに伴う契約や営業活動等における相談内容の割合が依然として多く、全体の約7割を占めている。

イ トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシー向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進している。



青森会場の街頭キャンペーン模様

平成28年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や安心協等と連携し、2月4日の青森県を皮切りとして4月2日まで、東北6県において、大型ショッピングモール等で街頭キャンペーンを開催した。

(3) 電気通信サービスの安全利用の啓発

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象(平成23年度からは児童・生徒も対象)に、携帯電話・インターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)を実施している。※平成28年度は、東北管内で163講座が開催され、約27,000名の方が受講



e-ネットキャラバン開催模様

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト:<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

また、平成20年度から、総務省・文部科学省後援の「情報通信における安心安全推進協議会」が、情報通信の安心・安全な利用に係るルールやマナー、情報セキュリティ等の重要性に対する理解の醸成を推進するために「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集を行っており、最優秀作には総務大臣から、優秀作には地方総合通信局長から表彰を行っている。



会津若松市立東山小学校への表彰状授与

※平成29年度は、会津若松市立東山小学校が、「インターネット ふり回されるな 時間と情報」で東北総合通信局長表彰を受賞

(4) 受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブーaster等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与える事例が発生している。また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会(東北管内の放送事業者、無線局免許人、自治体、家電販売店などで構成され、平成28年度末現在で150団体が加盟)等と連携を図りながら受信環境の保護を推進している。



平成28年度第49回「受信環境クリーン図案コンクール」日本民間放送連盟会長賞を受賞した山形県河北町立河北中学校3年 小山田 航佑さんの作品

東北受信環境クリーン協議会では、毎年10月を「受信環境クリーン月間」に定め、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施し、受信環境保護に関する周知啓発に努めている。

なお、平成28年度に寄せられた受信障害(地上デジタル放送関係も含む)の申告件数は465件であり、その原因の約5割が自己受信設備不良(250件)によるものとなっている。

2 情報公開・閲覧窓口及び個人情報の対応

行政機関の所有する情報の公開に関する法律が平成13年4月に施行されたことに伴い、従来からの文書閲覧窓口制度と併せ、情報公開窓口を設置し一層の充実を図っている。

文書閲覧窓口制度では、国民生活に役立ち一般公開に適する文書、法令等の規定に基づくものを目録に搭載しており、情報公開閲覧窓口において閲覧が可能となっている。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月に施行されたことに伴い、個人情報開示請求窓口を設置している。

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、制度の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に努めている。

3 インターネットを通じた情報の提供

東北総合通信局では、インターネットを通じた情報提供に努めている。

■ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/index.html>

■ツイッター：https://twitter.com/tohoku_bt

■フェイスブック：<https://www.facebook.com/tohoku.bt>

4 信書便制度

信書の送達は、平成15年4月から民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。

この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2種類があり、いずれも総務大臣の許可が必要となっています。

平成28年度末現在、全国では496者、東北管内では17者が特定信書便事業の許可を受けて参入しており、創意工夫を凝らした多様なサービスを提供しています。

信書便制度の周知啓発を推進するため、平成28年度は、秋田県秋田市と岩手県盛岡市において制度説明会を開催し、秋田県秋田市において出前講座を実施しました。



信書便制度説明会の模様(八戸市)

(1) 信書便事業の種類

「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類があります。

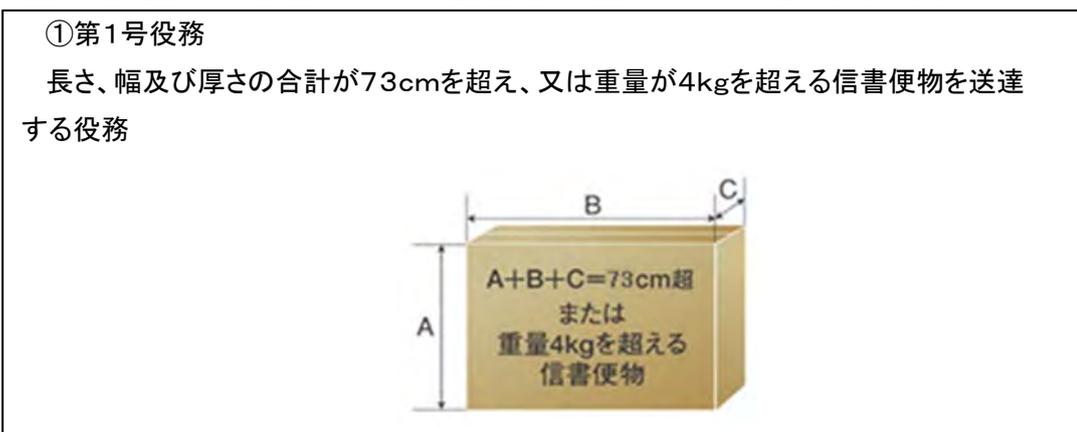
ア 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。



イ 特定信書便事業

創意工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業です。



③第3号役務
料金の額が800円を超える信書便の役務



800円を超える料金

(2) 信書便事業の申請手続

事業開始までの流れはこのようになります。



(3) 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と信書便法に定義されています。

ア 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。

イ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。

ウ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

【具体例】 ※◇印は個々の相談において判断された事例。

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<p>■書状</p> <p>■請求書の類 【類例】 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書 ◇レセプト(診療報酬明細書等) ◇推薦書 ◇注文書 ◇年金に関する通知書・申告書 ◇確定申告書 ◇給与支払報告書</p> <p>■会議招集通知の類 【類例】 結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>■許可書の類 【類例】 免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。</p> <p>■証明書の類 【類例】 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証 ◇登記簿謄本 ◇車検証 ◇履歴書 ◇産業廃棄物管理票 ◇保険証券 ◇振込証明書 ◇輸出証明書 ◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書</p> <p>■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>■書籍の類 【類例】 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ◇講習会配布資料 ◇作文 ◇研究論文 ◇卒業論文 ◇裁判記録 ◇図面 ◇設計図書</p> <p>■カタログ</p> <p>■小切手の類 【類例】 手形、株券 ◇為替証書</p> <p>■プリペイドカードの類 【類例】 商品券、図書券 ◇プリントアウトした電子チケット</p> <p>■乗車券の類 【類例】 航空券、定期券、入場券</p> <p>■クレジットカードの類 【類例】 キャッシュカード、ローンカード</p> <p>■会員カードの類 【類例】 入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p> <p>■その他 ◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書) ◇求人票 ◇配送伝票 ◇名刺 ◇パスポート ◇振込用紙 ◇出勤簿 ◇ナンバープレート</p>